

第746回教育委員会定例会会議録

- 1 **招集日時** 平成18年4月19日(水)午後2時から
- 2 **招集場所** 教育委員会会議室
- 3 **出席委員** 藤村委員長, 鈴木委員, 櫻井委員, 牛尾委員, 山田委員, 佐々木教育長

4 **説明のため出席した者**

鈴木教育次長, 矢吹教育次長, 佐藤参事兼総務課長, 菅原教育企画室長,
藁科福利課長, 安井教職員課長, 菅原義務教育課長, 村上障害児教育室長,
黒川高校教育課長, 氏家施設整備課長, 菊地スポーツ健康課長,
岩間参事兼生涯学習課長, 加藤文化財保護課長ほか

- 5 **開 会** 午後2時

6 **第745回教育委員会会議録の承認について**

委員長 (委員全員に諮って)承認。

7 **第746回宮城県教育委員会定例会会議録署名委員の指名, 議事日程について**

委員長 櫻井委員及び山田委員を指名
議事日程は配付のとおり

8 **教育長報告(一般事務報告)**

(1) **高等学校入学者選抜審議会「通学区域(学区制)の今後の在り方について(中間報告)」について**

(説明:教育長)

「高等学校入学者選抜審議会「通学区域(学区制)の今後の在り方について(中間報告)」について」御説明申し上げます。

資料は, 別冊の中間報告書並びに今後のスケジュール表1枚ものである。

「県立高等学校の通学区域(学区制)の今後の在り方」については, 平成17年7月12日に高等学校入学者選抜審議会に諮問し, これを受けて, 同審議会内に, 専門的に検討するための「学区制検討小委員会」が設置された。以来, 今年3月までに小委員会が7回開催され, 様々な観点から専門的に検討が行われてきている。これと並行して, 平成17年11月から平成18年2月にかけて, 中学生, 保護者, 中学校の進路指導担当教員及び県民の方々, 合わせて概ね7,800人を対象とし, 学区制の在り方に関するアンケート調査を実施した。これまでの小委員会での検討結果やアンケート調査結果を踏まえ, 先月28日の高等学校入学者選抜審議会において, 今後の学区制の基本方向を決定し, 中間報告という形で報告がなされた。

中間報告の内容であるが, 「今後の学区制については, 生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましいこと。」「具体的な方向性としては, 「3%枠の拡大」と「学区の撤廃」の両論を併記し, 今後

も引き続き検討すること。」という内容で決定されたものである。

概要については、以上のとおりであるが、詳細については、この後、担当室長から説明させる。

(説明：教育企画室長)

細部について私の方から御説明申し上げる。まず、お手元の資料の1ページをお開き願いたい。現状の課題認識であるが、我が県の通学区域については、昭和25年に設定され、昭和52年の仙台南・北学区の分割、それから平成13年には区域の大幅な再編などを経て、今現在の5地区の学区区域が形成されているところである。特に3%枠の調整については、平成13年度の制度を導入してから5年が経過しているが、その活用が一部の地区あるいは学校に集中し、あるいは全体として非常に低調であるといったこと、推薦入試での活用が多いということなどがここに記載されている。

次に、2ページをお開き願いたい。ここでは、高校教育を取り巻く諸情勢の変化として、高校教育の普及と機会均等、それから生徒のニーズの多様化、少子化の進行、あるいは生活圈・交通圏の拡大、あるいは学区条項の撤廃、これを受けて教育委員会の方で判断するといったような法制度の改正、あるいは他県の動向についてここに記載している。

次に、5ページをお開き願いたい。今回実施したアンケート調査結果の概略を記載している。この中で、「通学区域の今後の方向性」という設問については、中学生、保護者、それから中学校の先生においては「学区を拡大する」といった意見が最も多く、それから一般県民であると「学区を拡大する」と「学区を撤廃」と、この2つの回答が拮抗する結果となっている。また、全対象者とも「学区を拡大する」と「学区を撤廃」、この2つを合わせた比率は全体の約三分の二程度となっている。それから、「通学区域の検討に当たって気をつけるべき点」という設問については、「高校選択について生徒の希望を大切にする」といった回答が最も多く、中学生で6割、保護者、中学校の先生、一般県民で5割を占めているという状況である。

次に6ページをお開き願いたい。ここでは、今後の通学区域の在り方について、「現状維持・縮小・拡大・撤廃」の4つの選択肢のそれぞれについて検討がなされている。このうち、現状維持については、学区制には、居住地によって学校の選択幅が異なるなどの課題があるといったこと、それから現在の3%枠が非常に活用しにくいものになっているといった点等から、これを維持するというよりは、むしろ、生徒の多様な選択の機会を確保する方向で検討することが望ましいというふうに整理されている。それからもう1つであるが、通学区域の縮小については、これまでの通学区域の改正の流れ等々、あるいは生徒の多様な選択の機会を確保するといったアンケート調査結果等々から、好ましくはないというふうな整理がされている。それから3つ目であるが、通学区域の拡大については、区域の拡大再編と3%枠の拡大の2つの方向性が指摘されている。そのうちの1つである区域の拡大再編についてであるが、平成13年度にかなり大幅な再編が行われているといったこともあって、これ以上の拡大はむしろ全県一学区化に近い状態であるというふうなこと、それから3%枠についてであるが、これは生徒にとって活用しにくい制度となっているということ等々、活用の実態を踏まえて、さらに検討すべきであるといった整理がされている。最後に、通学区域の撤廃についてであるが、生徒の希望や学習ニーズの多様化、あるいは自由な学校選択につながるということであるが、一方で特定の地区・学校への集中とか学校間格差の助長など、一般的に指摘されている課題も想定されるといったことから、その対応について配慮する必要があるというふうな記述になっている。

次に9ページをお開き願いたい。以上の4つを検討した結論として、あるいは「高校選択については生徒の希望を大切にすべき」、「通学区域については見直しが必要」といったアンケート結果も踏まえ、今後の学区については、先ほど教育長が総論として申し上げたが、「生徒の学校選択の自由を拡大する方向で見直すことが望ましい。」ということと、「具体的な方向性として「3%枠の拡大」と「学区の撤廃」の両論

を併記すること。」になっている。

それから最後の10ページである。ここでは「最終報告に向けて」ということで、今後の答申に向けての検討課題が提示されている。今後見直しに当たっては、ここに挙げている「特定の地区、学校への志願者の集中」とか、「学校間格差の助長」とか、「私学との協調」といった点に留意する必要があるというふうな記述、こういった点を踏まえて、「魅力ある高校づくり」といったような適切な対応策が必要であるというふうな記述になっている。

中間報告としては以上であるが、アンケート結果の詳細が添付されているので、後で参考にさせていただきたい。それから最後に、資料として1枚ものであるが、今後のスケジュールを載せてある。今後、4月以降引き続き小委員会において、中間報告の内容を更に深めることで、基本的には基本方向を確定するという作業、それから課題・留意点整理を行い、7月頃を目処に審議会で答申素案を検討する。その後パブリックコメントを実施し、10月頃に答申というスケジュールで今後検討が進められるということである。以上である。

(質 疑)

櫻井委員 意識調査結果についてお伺いしたい。対象を中学生とその保護者と、それから学校の先生とあと一般県民に絞って書いてあるが、実際は高校生の親であるとか、実際に3% 枠で高校に入っている子とか、遠距離を通学している子とかがかなりいる。敢えて高校生やそれから高校生の親を排除した理由というのはあるのか。

教育企画室長 アンケート調査の項目、それから対象者、これについては、小委員会での議論、それから審議会で議論されてこういった形になっているというのが1つである。それで議論の過程の中に委員おっしゃるとおり、対象者に高校生とか、あるいは保護者を入れてはどうかという意見もあった。それで他県の状況も色々調べた訳であるが、これから高校に入学する生徒、保護者、そこを基本にするということと、高校については、どうしても今ある高校、今通っている高校にどうしても結果が引きずられるという傾向があるといった専門家、高校の先生方等の意見もあり、そこは今回は除外したということである。

鈴木委員 中間報告の最後の10ページ目であるが、見直しに当たって、留意すべき点として以下の事項が想定されるということであるが、この中に遠距離通学者の増加に伴って保護者の経済的な負担というのは考えられるのではないかと私は思う。その1項目というのは加えることはできないかどうか。

教育企画室長 この記述であるが、あくまでも中間報告ということである。この10ページであるが、留意点整理、これは3月の段階で小委員会で考えられる主なものを例示している。この留意点については、4月以降さらに方向性を検討する中で具体的にこれでいいのか、さらにはないのか、詰めて最終報告に持っていきたいということである。

委員長 ここに入るかどうか分からないが、今後選択の自由というか、それを重視するということであるが、そうすると高等学校というものが、自分の希望がどういうものかということが、非常に大事なことになる。そうすると特徴ある学校を作るような方向に、質を上げつつ特徴ある学校を作るように、例えば教育委員会としては各学校にそういう考え方を伝えるということも大事だろうと思うが、そういう点についてはどうか。

教育企画室長 委員長おっしゃるとおり全くそのとおりの意見が小委員会、それから審議会で出た。10ページを御覧いただきたい。説明足らずであったが、色々な留意点がある。学校選択の自由が広まると同時に、生徒が色々な選択をする訳であり、そのための魅力ある高校づくりというふうなここにはいっているが、まさしく特色づくりをきちんと進める必

必要があるのではないかと、今現在も総合学科とか専門学科とか、中高一貫とか作ってはいるが、なおさらに特徴ある魅力ある高校づくりをすべきではないかという条件整備についてもそういった話があったので、今後もっともっとそこを議論していく。

委員長 何も仙台市内のどこどこというばかりではなくて、もっと幅広く特徴ある学校が点在すればいい訳である。

教育企画室長 特に地方の特色ある高校づくりをこれまで以上にきちんとやるべきだという話である。

牛尾委員 10ページの留意すべき点の中の事項で、「私学との協調」という1項目が出てきているが、中身が分からないので説明してほしい。

教育企画室長 この具体的な議論はこれから詰める訳であるが、なぜこういった項目が出たかというところ、学区の在り方の方向性にもよるが、こういった結論になるかにもよるが、仮に拡大するといった方向、あるいは撤廃するといった方向になると、留意点にも書いていたが、志願者が仙台地区にこれまでよりも増加する懸念があるのではないかと、そうすると特に仙台市内には私学が相当あるので、そういった私学との調整というの、学区の在り方によっては出てくるのではないかとといった意見もあったので、ここで記載しているということである。今現在は6:4というふうな私学と公立の割合になっているので、そういった調整も出てくるのではないかとという話である。

牛尾委員 公立の機関が私的な機関と何を協調するのか。協調という言葉は適当ではないのではないか。つまり組織の在り方が違う訳である。

教育企画室長 今現在、学区の見直しをする、しないにかかわらず、特に仙台市内の私立高校と公立高校の協定書があり、定員の調整、協調が図られている。そういった実態が1つある。そこに今回の学区の見直しによって、影響が出てくるのではないかとというふうなことから、敢えて今もそう協調している訳であるが、それについても一応配慮しないといけないのではないかとということである。

牛尾委員 その協定というのは日本全国各県にあるものなのか。

教育企画室長 それは宮城県独自の協定を結んでいるということである。

矢吹次長 実際には都市部を中心に全国的にある。この6:4という割合、公立6、私学4というのが22年までの約束ということである。その後はまたこれからである。

委員長 少子化であるので、きちんと成り立つかどうかである。私学は経営難に陥ったら大変なことである。

矢吹次長 このことについても22年度以降どうするかというのはこれからまた協議をするということになる。その都度その都度中身が少しずつ変わってきたという歴史がある。

委員長 私学の中では進学校になりつつあるところもある訳で、結構優秀な人がそこに集中するとか、それを県立ではどういうふうにするのか、だからこそ特徴ある学校でやらなければならないということを強調しなければいけないと思う。これからが大変である。

教育企画室長 ここで私学との協調も含めて留意点と書いているが、この留意点については、小委員会なり審議会ですらこれについて議論をするということではなくて、これは学区の小委員会なり審議会の範疇外のことであるので、ただ最後に見直しに当たってこういった点について教育委員会に対し注意してくださいというふうな位置付けで答申をするというふうなことである。

委員長 ただこのイ、ロ、ハ、ニと4通りあるが、比較検討して、そのうちのどれを新たな方向性として持って行くかが大事である。それぞれが一長一短がある。答申ではそれでは

困るので、これがもっともいいのでこういった方向でというものが出てくるはずである。そういうことを考えながらしっかりした答申を出してもらわないと困るので、教育委員会でこういう話しが出たということをお伝え願えればありがたい。

山田委員 今の話にも関連するかもしれないが、全体的に見て宮城県全県を全体として見たような内容になっているが、仙台市とそれ以外の地方の都市等ではかなり状況が違う部分も現実的にはあるかと思う。ある程度その辺を議論する上で区別して議論しなければならない部分もあるのではないかと思うが、その辺、できれば考慮していただきたいということ、実際にその辺も考慮されているのかどうかお聞きしたい。

教育企画室長 学区の見直しに当たっては、地域性というのが非常に大きいということは前から前提にあり、従ってアンケート調査もそういったことに配慮して、地域性を配慮した選定をしているということと、それから委員おっしゃるとおりであり、中間報告の結論として3%枠の拡大と通学区域の撤廃というふうな方向に絞っている訳であるが、例えば3%枠の拡大、これをどれくらい拡大するかというのが4月以降の大きなテーマである。その際に仙台管内とそれ以外とではこの3%枠の利用状況も大分違う。そういったこともあり、まさしくその辺をきちんと把握しながらどれ位の拡大がいいのかこれから議論がなされるだろうと思っている。

(2)第3次宮城県生涯学習振興計画について

(説明：教育長)

3月31日に策定された第3次宮城県生涯学習振興計画について御説明申し上げます。

資料は、1ページの計画の概要、2ページ目に概要図並びに別冊の「第3次宮城県生涯学習振興計画」の3点となる。

資料1ページの計画の概要を御覧願いたい。本県の生涯学習の振興策をまとめた生涯学習振興計画については、第1次の計画が平成8年から5ヶ年計画で策定され、それ以降、平成13年3月に第2次の振興計画が策定された。平成18年3月までの計画期間が満了したことから、この第3次の計画を、時代の変化を踏まえつつ、平成16年8月からの第4次生涯学習審議会や県庁の関係各課からの意見等を反映しながら策定したものである。

計画の内容であるが、第1章では国際化の進展や環境問題の深刻化など背景となる時代の変化と、その変化に対応すべき事項について、第2章では、生涯学習による「豊かで生きがいのある県民生活の実現」と「個性と活力に満ちた豊かな“みやぎ”の実現」を目標に、県民の自主的学習への取組支援と学習成果の評価と活用に努めていくという基本的な考えについて述べている。第3章であるが、県が取り組んでいる主要な生涯学習関係施策144事業を取りまとめた。第2次計画までは、「こころと体の健康づくりを促進するための運動指導者に対する研修会を実施する。」といった言葉だけの表現であったが、施策をより明確にするために、また計画の進捗状況等を定期的に把握していくために、具体的事業を一覧として表記している。第4章の戦略プロジェクトについては、時代の潮流から重点的に取り組むべきテーマとして、第2次計画の6つのテーマに新たに「暮らしの安全・安心が確保された社会の実現」と「自立した地域づくりが進められる社会の実現」の2つのテーマが加わって、8つのテーマとなっており、主要事業、重点事業39事業で構成している。

2ページ目をお開き願いたい。計画内容をわかりやすく図にしたものであるので、御覧いただきたい。

なお、計画の進捗状況等の把握については、毎年定期的に行うとともに、その具体的な数値目標等の早期設定について努めて参りたいと考えている。

以上、「第3次宮城県生涯学習振興計画」の概要であるが、県教育委員会としては、この計画に基づき、生涯学習のより一層の振興に努めて参りたいと考えている。

(質 疑)

委 員 長 ほとんどが進行中であるのか。終わったということはないのか。

教 育 長 ほとんど継続中である。

牛 尾 委 員 39事業であるが、前の計画の事業でスクラップしたものはないのか。ただ事業は増えていっただけか。スクラップアンドビルドを聞きたい。いくつ事業がスクラップされていくつビルドされたか。

生涯学習課長 振興計画の概要図を御覧いただきたい。主な施策144事業については、これまで文章表現をしていた関係で事業の裏付けがきちんとなされていなかった。2次計画の戦略プロジェクトとして構成していた事業が29事業あった。今回39事業にしている訳であるが、2次から継続した事業が22事業である。残り7事業については見直しをした。新規の事業を加えて11事業となり、テーマの5、6にある新しいテーマを設けた部分で6事業を入れたということで、全体で継続22事業、見直し、新規を含めて17事業で39事業ということである。

鈴木委員 ちなみに「はやね・はやおき・あさごはん」というのは、この中のどこにあるのか。

矢吹次長 全部が全部入っている訳ではないが、例えば50ページの「地域の教育力の向上」などに趣旨がきちんとして、それも含めた事業を展開するということになる。

9 議 事

第1号議案 宮城県教育委員会行政手続条例施行規則の制定について

(説明：教育長)

「宮城県教育委員会行政手続条例施行規則の制定について」御説明申し上げます。

資料は、1ページから4ページまでとなる。

行政手続条例は、処分、行政指導及び届出に関する手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図り、もって県民の権利利益の保護に資することを目的として、平成7年10月1日に施行されている。この条例に基づき、許認可等を取り消す不利益処分をしようとするときは、聴聞の手続を執らなければならないこととされており、聴聞は「行政庁が指名する職員その他規則で定める者」が主宰することとされている。

知事部局においては、審議会等の答申を受けて不利益処分を行うときは、当該審議会等の構成員を「その他規則で定める者」として聴聞を主宰させることとする規則を定めているが、教育委員会においては、該当する処分がないため、これまで当条例の施行規則を定めていなかった。

一方、県では、昨年4月から地方自治法第244条の2に規定する指定管理者制度を導入し、今年4月からはこれまで管理委託してきた公の施設全てについて、指定管理者に管理を行わせることとなった。これにより、指定管理者が不利益処分を行う場合、その聴聞は、指定管理者が指定する指定管理者の職員が主宰することとなるが、指定管理者が行った処分は、知事に対する審査請求の対象となるものであり、県教育委員会としては、聴聞手続の公正性を確保するため、指定管理者が行う聴聞について、教育委員会の職員も主宰者として関与させることが望ましいと考える。このため、指定管理者が行う処分に係る聴聞について、教育委員会が別に定める者が主宰者となることができるものとする規則を条例の委任に基づき定めるものである。

なお、知事部局においても同様の観点から、指定管理者が行う処分に係る聴聞について、知事が定める

者が主宰者となることができるように「行政手続条例施行規則の一部を改正する規則」を平成18年3月22日に公布・施行している。

以上である。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(質疑なし)

委員長 (委員全員に諮って) 可決。

第2号議案 宮城県指定文化財の指定について

(説明：教育長)

「宮城県指定文化財の指定について」御説明申し上げます。

資料は、5ページから18ページまでとなる。

私からは概要について説明し、詳細については担当課長から説明させる。

まず、資料の6ページをお開き願いたい。植物2件を文化財保護条例第30条第1項の規定に基づき、宮城県指定天然記念物(植物)に指定するものである。このことについては、宮城県文化財保護審議会に諮問し、去る平成18年3月22日に開催された宮城県文化財保護審議会において御審議をいただき、資料7ページのとおり同日付けで大橋広好会長から「県指定天然記念物(植物)に指定することが適当である」旨の答申をいただいているものである。これらを加えると、県指定天然記念物は28件となり、県指定文化財の総数は228件となる。

概要については以上のとおりであるが、詳細については、この後担当課長から説明させる。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

(説明：文化財保護長)

天然記念物の指定について御説明申し上げます。

まず、指定候補の1であるが9ページを御覧いただきたい。指定候補1は、薬師の乳イチョウ1本である。大崎市田尻大嶺の薬師山の中腹参道脇のスギ林の中に生育している。樹高は25m、幹周は8.2mであり、樹齢は600年といわれている。主幹は地上約4mの高さで8本の太い幹に分かれ、巨大な樹形を形成している。枝張りは東西27m、南北25mで、周囲を圧倒する巨樹である。主幹から多数の小枝を出し、樹勢の勢いを示している。環境庁が編纂した「日本の巨樹・巨木林：北海道・東北版」によると、宮城県では巨木551本中第8位に位置づけられている。幹に乳柱と呼ばれる気根が垂れ下がり、その形状から母乳不足の女性に霊験があるとされ、この木の枝に甘酒を入れた竹筒などを下げて祈念するならわしがある。

それから、指定候補2であるが、14ページ以降の資料を御覧いただきたい。指定候補2は、鹿島天足別神社のアカガシ1本である。富谷町大亀の森林公園内にある神社の境内に生育している。樹高は約20m、幹周は5.8mであり、樹齢は「富谷町誌」によると500～600年といわれている。枝張りは東西27.5m、南北22.5mの巨木である。環境庁の先ほどの「日本の巨樹・巨木林」によると、宮城県のカシの中では幹周が第1位という巨木である。宮城県はアカガシの天然分布の北限地といわれている。実際の北限は気仙沼市大島とされているが、県中部以北では分布はかなり少ないようである。その中で、本指定候補は県内有数のアカガシの巨木ということができる。

以上、2件である。よろしく御審議をお願いする。

(質疑)

櫻井委員 指定を受ける場合に、所有者が指定をすることを「いやだ」という例があるということがここに書いてあるが、それを受けることのメリットとデメリットを、経済的なこと

も含めて教えてほしい。

文化財保護課長 一番は経済的なことに最後は行き着くとは思いますが、樹木医とかそういう方々が最近活動をしているので、指定を受けていただければ私どもの方からこういう先生を斡旋して、樹の勢いが弱まっているときにはその先生に診ていただいて、適切な措置を施すとか、それから説明版などもきちんと設置して、見学する人達の便宜も図るような施設も作っていけるとか、そういうことがあるかと思う。

櫻井委員 そうすると、なぜ同意を得られない例があるのか。

文化財保護課長 今回の件については、所有が不明確だった時点もひとつあり、それから国有地というような話もあり、所有する権限がどこにあるか、その権限の方と連絡をなかなか取りにくいとか、そういう事情がある。

委員長 最後の18ページに「宮城県内巨樹の樹種別幹周順位」があり、第1位が固有の名称「無」と書いてあるが、そういうものが多いのか。

文化財保護課長 通常神社の中に信仰の対象などになっていると名称は割とついているものと思うが、人里離れたあまり注目されていないものであると特に名もない。

委員長 それを見に行った場合に、何もないとどこにあるのか分からない。それで聞いた。

文化財保護課長 そういう意味では専門の先生でないと、今回のものではないが、なかなか私どもだけではたどり着けないような山の中にあるものもある。

(委員全員に諮って)可決。

10 課長報告等

(1)「宮城県学力向上推進プログラム」の目標の達成状況について

(説明：教育企画室長)

「宮城県学力向上推進プログラム」の目標の達成状況について御説明申し上げます。

資料は1ページから4ページとなる。

3ページ、4ページの資料については、学力向上推進プログラムの概要をお復習いのためにコンパクトにしているので、参考にしていきたい。この学力向上推進プログラムに則って、目標の達成状況がどうなっているかということで御説明申し上げます。

まず、3ページを確認のためにお聞きいただきたい。宮城県学力向上推進プログラムについては、本県児童生徒の「確かな学力」の定着ということを目指し、17年3月に策定したものであり、小・中・高ごとに数値目標を設定している。その数値目標達成に向けた学力向上対策をこういったプログラムという形で体系化し、小・中・高通じた、総合的、計画的な学力向上対策を推進しようというものである。目標の設定については、概ね10年を目標に小・中学校については学力調査における正答率、高校については進路の達成状況を、さらには、プロジェクト目標というものを作っており、小・中・高共通であるが、「分かる授業」と「家庭学習」といった目標を掲げている。この本プログラムの実施状況であるが、小・中・高通じた色々な施策を実施しているが、17年度、これは初年度ということもあり、小学校・中学校・高校、それから市町村教育委員会等に対するプログラムの周知に17年度は重点を置いた。併せて、高等学校については、17年度から各学校ごとにそれぞれの状況に応じた学力向上に関する数値目標とその達成に向けた具体的な取り組みを実施しているところである。この学力向上推進プログラムを策定し、今年で2年目ということではあるが、昨年度の目標の達成状況について御説明をしたいと思う。

資料の1ページである。小・中学校の目標である「学力調査における正答率60%以上の問題の割合」については、昨年10月に実施した4県共同の学習状況調査結果によるものであり、この結果については

既に委員会でも御報告をさせていただいているところであるが、小学校5年生では69.3%、中学2年生では57.1%という結果になっており、前年と比較すると小学校5年生では4.0ポイント低下、中学2年生については5.5ポイント上昇したという結果になっている。

次に、高校での目標である「大学等への現役進学達成率」それと「就職決定率」についてであるが、この3月末の状況であるが、例年5月に実施される学校基本調査結果で捉えているので、その学校基本調査結果が8月頃にならないと文科省からまとまった結果が出ないということであり、目標である全国との比較ができないということから、今回の報告については、17年3月の結果をもって報告させていただくということである。平成17年3月の「大学等への現役進学達成率」は81.9%となり、全国順位は42位と変わらないものの、全国との差を見てみると3.6から2.6へとその差が1ポイント縮まっている。また、「就職決定率」は89.6%であり、全国順位を40位から39位へと僅かではあるが順位を1つ上げている。全国平均との差を見てみると、3.7から1.6へとこれも2.1ポイント縮める結果となっている。

なお、17度の就職内定状況であるが、新聞等では発表されている。お手元の資料には特に付けていないが、口答で御報告させていただくと、17年12月末現在で見ると、前年同期との比較で本県の場合、5.2ポイント上回って67.8%となっている。それから18年2月末現在の就職内定率は、前年同期を4.8ポイント上回って86.4%となっている。途中経過であるがそういう状況である。それから付け加えさせていただくと、今日が昨日の新聞では3月末で93%という宮城県の就職決定率になっている。

次に、2ページをお開きいただきたい。2ページについてはプロジェクト目標について記載がある。これも昨年10月に実施した4県共同の「学習状況調査」、それから高校1年生を対象とした「学力状況調査」の際に行った生徒への学習意識調査結果をもって検証しており、その概要については既に御報告済みであるが、「授業が分かると答える児童生徒の割合」は、小学5年生で75.1%、中学2年生では55.8%となっており、前年度より小5で2.3ポイント、中2で3.6ポイント上回ったが、高校1年生を見ると37.2%と前年度を1.7ポイント下回る結果ということである。それから「平日に家庭等での学習時間を確保している児童生徒の割合」という目標であるが、学習時間30分以上の児童(小5)の割合であるが、69.9%と前年度を1ポイント上回ったが、学習時間1時間以上の生徒(中2)の割合は52.4%と3.6ポイント下回った結果である。それから家庭学習をする生徒(高1)の割合は63.0%と前年度を1.5ポイント、2時間以上学習する生徒であるが13.7%と0.3ポイントとそれぞれ前年度を上回った結果ということになっている。全体的には、多くの項目で前年度を上回っているが、一部の項目、先程説明した小5の正答率の問題、あるいは高1の授業理解度、あるいは中2の家庭学習時間の3つの項目については、昨年を下回った結果になっている。

従って、今年度においては、17年度の学習状況調査結果、あるいは児童生徒の学習意識調査結果を踏まえながら、分かる授業、授業理解度、あるいは家庭学習の定着などといった点に重点を置いた学力向上対策を小・中・高通して、計画的に実施したいと考えており、特に、小中学校に対しては、プログラムのさらなる理解と各学校に学力向上に関する具体的な取り組みを働きかけていきたいと考えており、高校については、17年度に引き続き、それぞれの学校の実情に応じた数値目標を設定していただいて、その目標達成に向けた具体的な取り組みを実施していただきたいと考えている。

今後とも市町村教育委員会、それから学校、家庭、地域と連携を深めながら、児童生徒の「確かな学力」の定着を目指し、学力向上推進プログラムを実施して参りたいと考えている。

(質 疑)

櫻井委員：今日の定例の委員会は、新教育長にとって初めての定例委員会である。前回の定例教育委員会の時も教育長にお伺いしたが、今、宮城の学習状況で一番危機的な問題という

のは学力低下の問題で、保護者としてもこの全国で42位とか見るとめまいがするほど危機感を感じている。私も何年間かこのように委員をさせていただいて、「具体的にはどのようにしたいんですか」という質問であるとか、それから少しずつ、じりじりと数字は上がってきているが、やはり新教育長にはこの危機的状況をどのように御自分で感じていらっしゃるか、そして所信表明演説ではないが、どのような意気込みでこの宮城の教育の学力向上を立て直すおつもりか、短時間で結構であるので一言お言葉を聞かせてほしい。

教 育 長 本県の教育行政にとって学力向上というのは最大の課題であると考えている。学力というのは何をもちて学力とするかという点は非常に難しい訳であるが、ただ4県の学力共通問題テストの結果などを見ると宮城県の結果については残念ながら低位にあるという状況であるということは十分に認識している。昨年3月に学力向上推進プログラムを作り、その辺を積極的に取り組んでいこうということで県教委のそういうプログラムを作ってやっていこうというような強い意志を対外的に情報発信しているのので、当面はプログラムに盛り込まれた事業の着実な推進を図っていかねばならない。加速度的に事業を進めていく必要があると思っている。本県教育行政の最大の課題であると思っているので、県教委総力挙げて取り組んで参りたいと思っている。

委 員 長 進学率が42位で、地域によるかと思ひ、就職率がそれとは反対に高くなっているかと思うとそうでもない。両方とも随分下位だというのは何かかなりな問題があるなあとという気がする。

(2) 平成18年度県立盲・聾・養護学校高等部及び専攻科入学者選考結果について

(説明：障害児教育室長)

「平成18年度県立盲・聾・養護学校高等部及び専攻科入学者選考結果について」御説明申し上げます。資料は、5ページとなる。

まず、上の方の表の、盲学校、ろう学校、船岡養護学校、西多賀養護学校の4校の高等部については、1次受検者38人のうち36人が合格している。不合格の2人は、西多賀養護学校で過年度卒業生である。募集定員9人で新卒者7人を受け入れ、余裕枠2人分の過年度卒業生の受け入れに対して4人が応募したものである。盲学校、ろう学校、船岡養護学校は2次募集を行ったが、そのうち盲学校、ろう学校の2次出願者はなかった。

次に、中ほどの表の知的障害養護学校高等部について説明する。第1次では合格者205人であるが、岩沼高等学園と小牛田高等学園は定員を超える出願者があり、併せて20人の不合格者を出している。そのうち15人が県立養護学校第二次募集に合格、私立養護学校に4人が合格、私立高等学校に1人が合格、計20人全員の進学が決定している。

なお、資料の知的障害養護学校第二次合格者の欄は19人となっているが、これは第一次を受検せず第二次を受検した4人が含まれていることによるものである。

専攻科については、資料の下の表を御覧願いたい。盲学校、ろう学校、第一次、第二次を合わせて25人が合格している。盲学校理療科は、定員8人に対して12人の出願があったが、第二希望の保健理療科に合格となった4人を含めて結果的には全員が合格している。

なお、専攻科も盲学校理療科以外は定員に満たなかったので2次募集を行ったが、盲学校保健理療科のみ1名の出願者があり合格している。その他の専攻科には第二次募集の出願者はなかった。

以上のとおり御報告申し上げます。

(質 疑)

櫻井委員 この病弱養護の西多賀養護学校一次不合格者2人というのは過年度卒業生で今年も落ちて不合格で、その方はこれからはどうするのか。

障害児教育室長 西多賀養護学校については、まずは定員を定めて新卒、いわゆる中学部を卒業した生徒を優先的に採ることに申し合わせている。その余った枠というか、例えば今回の場合は9人のうち2人分の枠が余ったもので、そこに過年度卒業生を毎年入れているような状況である。たまたま今年度2人が落ちた訳であるが、この2人は今も病院にいる人であり、来年度もまた志願することが予想される。いずれ病院にずっといる方であるので年度年度に何人かずつ入っているような状況である。それを病院と学校が申し合わせのような形で毎年進めているところである。

櫻井委員 この2人は、今年はどういう形態で学習するのか。

障害児教育室長 病院のベットのところで先生が出向いて勉強する。あるいは体調がいい場合には校舎の方に来て勉強するとか、色々なパターンがある。

(3) 平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について

(説明：高校教育課長)

「平成18年度宮城県公立高等学校入学者選抜の結果について」御説明申し上げます。

資料は6ページから11ページにかけてである。

まず、6ページを御覧いただきたい。6ページの総括についてである。推薦入試、それから連携型入試、一般入試の出願者・受検者等については、これまでその都度定例の教育委員会で報告を行っているので、説明は省略させていただく。第二次募集について説明する。第二次募集については、平成7年度入学者選抜から、定員に1名でも満たない場合には実施するというようにしており、平成18年度入学者選抜においては、全日制課程で、35校51学科で824名を募集している。また、定時制課程については、12校17学科で513名をそれぞれ募集した。その第二次募集の結果、全日制課程における合格者数が248名、定時制課程での合格者が108名となった。この第二次募集も含めて平成18年度入学者選抜全体における合格者数、それから募集定員に対する充足率については、下から2番目の表であるが、全日制課程16,201名で、充足率が96.7%、定時制課程については、555名で57.8%の充足率ということになった。

続いて7ページ目を御覧いただきたい。上段に学科別出願者数・合格者数等の表がある。それから中段に学区別出願者数・合格者数等の表があるが、これについては、説明を省略させていただく。7ページ目の4番目、学力検査の結果(5教科受検者について)御説明申し上げます。まず、全日制課程、各教科の受検者全員の平均点である。全日制課程においては、今年度、国語53.0点、社会48.5点、数学A27.1点、数学B39.1点、理科48.4点、英語A36.3点、英語B54.3点ということになり、各教科の平均点で申し上げますと、国語、英語A、英語B、これが昨年度と比較して上昇している。平成16年度から実施している学校選択問題を含む数学と英語について申し上げますと、どちらもBを含む問題の平均点が高くなっている。この違いについては、学校選択問題のAとBの問題が質的に違うということ、さらにそのことが難易度のレベルの違いに由来しているということも考えられるが、今後その詳細な分析を行うことによってその原因を究明して参りたいと考えている。次に、受検生の5教科総点の平均である。これについては、学校選択問題を導入した結果、受検生全員が同じ問題を解くということがなくなったので、5教科の総点の平均を求めることへの議論もあるが、敢えて選択のA・Bを合わせて県全体を平均したものを参考までに記載している。全日制課程においては224.9点、定時制課程については

112.1点となった。昨年度と比較して全日制では、14点下回っているという状況である。それから、一番下の「5 学校選択問題の選択状況」であるが、これは数学のA、B、英語A、Bの学校選択問題を選択している状況について示したものであり、各学校、学科別の選択状況については、資料の9ページ以降に記載しているので説明を省略させていただきたいと思う。

8ページを御覧いただきたい。「3%枠の適用に関する結果」についてである。3%枠の設定人数については、1の「総括」にあるとおり本年度3%枠の設定人数は299名であった。このうち推薦入試と一般入試を合わせた合格者数が総括の表のJの欄にあるが、合格者数110名となり、昨年度より11名増加している。また、「3%枠が充足された学校」については、昨年度は5校であったが、平成18年度については、10校で3%枠が充足されたという状況になっている。

それから9ページ以降は、先ほど申し上げたとおり、学校、学科別の数学と英語の学校選択問題の選択状況である。

以上で説明を終了させていただく。

(質 疑)

櫻井委員 ゆとり教育が導入されて数年経った。それから週5日制になっても色々やってきたが、最近保護者の間でよく言われているのは、やはり学力の格差というのが広がっているのではないかということが言われている。もっと言われている部分では、学校で授業数が減った分、親が熱心で経済力があって塾に行ける子はどんどん伸びる、経済力がなくてそして熱心ではない親の子はどんどんどんどん学力が低下していくという2極化が言われているが、入試の結果だけでは何とも言えないかもしれないが感じたままで良いので、その数字を見ると格差が広がっているような印象を受けるがどうか。

高校教育課長 今委員から御指摘のあったとおり教育社会学上、家庭環境なりが学力の格差に広がっているという御指摘の研究が進んでおり、沢山そういう研究本も出ているが、今回御報告申し上げたのは学力検査の結果であり、先ほど申し上げた入学者16,201名のうち全日制で申し上げますと、推薦での合格者が4,900名いる。合格者のうちの約3分の1は学力検査を受けていない。学力検査を受けた受検者数14,000人の結果であり、これをもってして例えば数学、あるいは英語のAとBにおいて点数の開きがあるが、これが学力の格差、あるいは2極化につながっているかどうかについてはやはりちょっと結論が出にくいのかなあと、学力状況調査とは趣旨が違うということから申し上げにくいのかなあと考えている。

牛尾委員 私自体の個人的な感想であるが、定時制で、最高点を取っている方は70点を超える点数を取っている。全日制では、足りがないので、まともな点も取れない人が入っている。これは偏見かもしれないが、定時制の方というのは経済的に困っている方が昼間働いて定時制で勉強するという形か。今はどうなのか。

高校教育課長 定時制高校については、定時制が作られた当初においては勤労青少年のための教育機関という意味が大きかった訳であるが、現在は定時制高校については通信制高校とともに生徒の質が非常に多様化している。不登校経験者であるとか、あるいは病弱であるとか、あるいは集団生活になじまない生徒であるとか、そういった生徒を多数抱えているということからある意味で定時制においては学力の高い生徒から低い生徒までかなり幅広くいるというのが実態である。

山田委員 学力検査の結果の中で、先ほども話があったとおり全日制の数学とかかなり点数が下がっている部分があるが、総点でも十数点下がっているということで、これは単純に試

： 験が難しかったと見ていいのか、あるいは全体的に学力が下がったと見ていいのか、その辺どうなのか。

高校教育課長

学力検査という目的からすれば本来であればやはり点数が散らばるといふか、高得点から低得点まで点数が分布するのが入学者選抜の資料としては望ましい在り方だろうと思っている。今回例えば全日制の得点を見ると数学Aでは最高の者が88点、数学Bでも93点と高い得点を取っている者もいるし、それから最低で0点という者もいる。ただし、平均点が数学Aで27.1とか数学B39.1であるということから考えると、7月頃には分析が出るでその結果を待ちたいとは思いますが、おそらく低得点側に分布した形になるのではないかと推測される。もし低得点側に分布した形であるとするならば、これについては来年度の入試問題の作成に向けてやはり改善を図る必要があるというふうに考えている。この得点をもって学力低下ということにはちょっとならないのかなあというふうに考えている。

(4) 第二女子高等学校校舎等改築事業及び白石高等学校と白石女子高等学校の統合校校舎等建設事業に係る大規模事業評価について

(説明：施設整備課長)

「第二女子高等学校校舎等改築事業及び白石高等学校と白石女子高等学校の統合校校舎等建設事業に係る大規模事業評価について」資料に基づき説明する。

「大規模事業評価部会の開催について」であるが、大規模事業評価については、県が事業主体となつて行う大規模事業の推進に当たり、透明性を確保する観点から大規模事業部会の評価の答申を踏まえて県としての政策判断に繋げるといふことで実施されるものであり、今回の第二女子高及び白石高等学校、白石女子高等学校の統合校校舎については、全体事業費が30億円以上の施設整備事業ということから今回の大規模事業評価の対象になるものである。それで具体には、4月24日に開催される第1回の大規模事業評価部会の方に両校の建設について諮問するところである。

諮問する内容については、2番目に書いてあるとおり、まず、の第二女子高については、現校舎は昭和39年から43年に建築されたものが多く、既に建築から42年を経過しているということもあり、平成22年度に、県として県立高校の将来構想に基づき男女共学化と中高一貫教育校として、新たな学校として開校することから、今回改築を予定するものである。事業費としては、43億円を予定している。の白石高等学校は、現校舎については41年から43年にかけて作られたものであり、最も古いもので既に40年を経過するということであり、また、白石女子校については、現校舎が38年から43年にかけての建物であり、建築後既に42年を経過しているということであり、両校については、22年度に統合し新たな高校としてスタートすることから新しい校舎の建設をするということであり、今回大規模事業の方にかかるものである。総事業費としては45億円を想定している。

なお、県の教育委員会としては、学校の改築については、建築後40年を経過したものを対象とし、また、今回の場合であると、22年の県立高校の将来構想に基づき順次改築をするということであり、今回上げさせていただいているものである。

今後のスケジュールであるが、大規模事業評価を踏まえて、今年度中に予算化し基本設計、実施設計等を行っていくことで考えている。校舎の建築については、平成20年、21年に建築をし、22年4月の供用開始ということである。

以上で説明を終わる。

(質疑なし)：

11 次期教育委員会の日程について

平成18年5月22日(月)午後2時から

12 閉会 午後4時20分

平成18年5月22日

署名委員

署名委員